

公用車リース仕様書

1 件名

令和6年度 公用車メンテナンスリースの賃貸借

2 納入場所

大津市南郷五丁目2番14号 滋賀県職業能力開発協会

3 規格

- (1) 台数 1台
- (2) 駆動 2WD
- (3) 排気量 1,500 cc未満 (1,500 ccクラス)
- (4) 寸法等 全長 3,990 mm以上×全幅 1,690 mm以上×全高 1,480 mm以上
- (5) 乗車定員 5名
- (6) 色 ホワイト系、ブラック系及びシルバー系
- (7) 燃費消費率 WLTCモード 29km/L以上
- (8) 形式等 AT又はCVT、右ハンドル、国産(新車に限る)
- (9) 燃料の種類 ハイブリット
- (10) 燃料基準 国土交通省が認定する低排出ガス車
(平成30年排出ガス50%低減レベル)
- (11) 参考車種 トヨタ アクア G
ホンダ フィット e:HEV HOME

4 標準装備と附属品

(1) 標準装備

ABS、SBSエアバッグシステム(運転席及び助手席)、車線逸脱警報機能、衝突被害軽減ブレーキ機能、急アクセル加速抑制機能、駐車時サポート機能、オートエアコン、パワーステアリング、パワーウインド(全席)、リヤシートヘッドレスト、リアウインドワイパー、ライト自動点灯・消灯システム、ドア・キー(スマートキーシステム・スペア含む)、電動格納ドアミラー、標準工具

(2) 付属品

フロアマット(樹脂タイプ) フロント(運転席・助手席)2枚のみ、ナビゲーションシステム(ナビ本体盗難抑止機能を有するもの、AM/FMチューナー、TV機能不要)、バックカメラ、ETC2.0(ボイスタイプを有するもの)、サイドバイザ

一、ナンバーフレームメッキ（1台分）、ボディーコート（ガラス系2層以上）、ホイール付きスタッドレスタイヤ（タイヤ交換含む）、停止表示板・車両工具・ジャッキ式、盗難防止システム、発煙筒

5 点検・整備等その他の見積条件

点検・整備時、整備工場への入庫は、保管場所まで車両を引取りするものとする。

- (1) 法定点検
- (2) 継続車検整備
- (3) エンジンオイル及びオイルフィルターの交換（メーカーの点検基準による）
- (4) タイヤ交換（夏タイヤ、冬タイヤ）
- (5) パンク修理（路上故障時）
- (6) バッテリー交換（必要に応じて）
- (7) 各種消耗品の交換及び補充（必要に応じて）
- (8) 故障修理、修理時の代替車
- (9) その他安全走行に必要な点検・修理（新車点検を含む）
- (10) 点検、故障、修理等の代車費用
- (11) 借入期間中にタイヤが摩耗した場合、新品交換を行いそれに伴う費用
- (12) 予定走行距離は年間約10,000kmとする。
- (13) 契約見積期間は60月とし、見積額は月額とする。

また、月額の算定期間は、当該月1日から当該月末日とする。

なお、見積金額に消費税及び地方消費税を含まないこと。

- (14) 車検、法定点検を実施する際は、事前に当協会の担当者に連絡し、日程調整をしたうえで、引取・納車を行い、適切に点検整備を実施すること。

6 点検・整備等に含まないもの

- (1) 日常点検
- (2) 燃料代、駐車料金、高速道路料金
- (3) 借主の過失によるトラブル（キーロック、ガス欠など）の処理費用
- (4) タイヤの保管（夏タイヤ、冬タイヤ）
- (5) 天災地変、その他不可抗力に起因する修理

7 保険補償額

借入車両には、自動車損害賠償責任保険のほか、次の保険補償内容を最低限具備していること。

- (1) 対人補償 無制限

- (2) 対物補償 無制限 (免責額0万円)
- (3) 車両保障 一般補償 (免責額1回目0万円 2回目以降0万円から10万円)
- (4) 人身傷害 7,000万円以上 (1名につき)
- (5) 運転者限定なし 運転者26才以上
- (6) ドライブレコーダー付 (保険補償の内容に含む)
- (7) 代車補償

【現有公用車】

車名：ホンダ フィット 型式：GP5

【任意保険内容】

ノンフリート 20等級 (事故有係数適用期間0年) 6.3%割引

運転者は26才以上

前契約期間中に事故などで保険の使用なし

8 リース料に含まれるもの

- (1) 初期登録諸費用
- (2) 自動車税種別割
- (3) 自動車税環境性能割
- (4) 自動車損害賠償責任保険料
- ~~(5) 天災地変、その他不可抗力に起因する修理~~
- (5) 自動車リサイクル料金
- (6) 上記4に定める点検・整備等に要する費用
- (7) 上記7の保険補償額

9 その他

- (1) 燃料については、貸主負担に置いて満タンで納車するものとする。
- (2) 返却場所 大津市南郷5丁目2-14 滋賀県職業能力開発協会
燃料については借主負担において満タンで返却するものとする。
- (3) 期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でもリース料金の変更は行わない。
- (4) 借受開始日 (納車日) に納車できない場合は、同等の代替車を用意すること。
- (5) 借入車の使用に関して必要となる手続き等に関しては、滋賀県職業能力開発協会の総務課が担当する。TEL：077-533-0850
- (6) 現有公用車を廃車し、リース車へ変更
- (7) タイヤ交換時のタイヤ保管は弊協会の車庫にて保管可能